

山元町復興推進計画

平成25年10月18日

令和3年4月1日変更

宮城県山元町

1. 復興推進計画の区域

山元町（別添1）

2. 復興推進計画の目標

平成23年3月11日、マグニチュード9.0（震度6強）の東日本大震災が本町を襲った。特にその後に発生した津波は、町の約半分の地域を飲み込み、600名以上の尊い命が失われるとともに、約2,500世帯の家屋が被災した。さらに、鉄道・道路をはじめとする公共交通機関や電気、上下水道など生活に不可欠なライフラインは、現況での復旧が困難なほど破壊され、水田、いちご畑、漁港などの産業基盤も壊滅的な被害を受けた。

今回の震災による被害規模はあまりにも大きかったことから、その復旧・復興に係る施策は町行政のあらゆる分野・事業に及び、長期にわたり町が総力を挙げて取り組む必要がある。一方、町が震災前から抱えていた「人口減少」、「少子高齢化」、「にぎわいの創出」などの課題解決への対応も急務となっている。

このようなことから、山元町震災復興計画は、震災からの「復旧」・「復興」を最優先としつつ、これからの町の将来を見据え、町が抱える多くの課題に対応したまちづくりの基本構想を定める「第5次山元町総合計画」としても位置付け、一丸となって課題解決に取り組んでいる所である。

山元町震災復興計画では、今回の被災状況を踏まえた災害に強いまちづくりを目指すとともに、今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえ、若者からお年寄りまですべての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトシティを目指し、防災集団移転先を3つの新市街地に集約するものとしている。

本計画は、①被災した市街地の再生、②新市街地の住民の利便性確保、③雇用機会の確保のため、地域内の経済循環を一層高めることを通じて「にぎわいと活力の創出」に貢献するとともに、歩いて暮らせるコンパクトシティの魅力を住民が十分に享受できるよう持続性のある商業核形成の誘導を図り、これらをもって定住の促進に資するべく復興まちづくりを進めることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 定住促進と町の拠点形成

津波復興拠点整備事業や防災集団移転促進事業などの都市基盤整備事業により、安全な市街地形成を図ることで被災住民の定住を促進するとともに、新駅周辺に商業施設や公益施設などによる新たな町の拠点形成を図ることで、にぎわいと活力を創出する。

(2) 持続性のある商業拠点の形成

新駅周辺に集客力の高い大規模小売店舗を誘致し、町民の消費購買を吸引する商業拠点を形成することにより、特に食料品等の最寄品や衣服等の日用品の調達を可能にする。

また、被災によって低下した地域の商業機能の再生を図るため、新設する大規模小売店舗の集客力活用が期待される近接地に用地を確保し、一体の商業核として集積させることで、商業の持続性を高めるものとする。

(3) 買物のアクセスなど日常生活に求められる快適性や利便性の向上

新市街地における新たな商業拠点へのアクセス性を高めるため、JR 常磐線の移設復旧を促進するとともに、新駅の利便性を高めるパーク&ライド駐車場や駐輪場を確保する。

また、町内を循環するバス等の運行や現地再建者が居住する既存市街地との連絡道路の整備により、周辺地域からの商業施設等のアクセス性を高めるものとする。

4. 復興産業集積区域の区域

- ・新山下駅周辺地区復興産業集積区域（別添 2-1-1、2-1-2 参照）
- ・新坂元駅周辺地区復興産業集積区域（別添 2-2-1、2-2-2 参照）

※ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

ア イの業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・新山下駅周辺地区復興産業集積区域
- ・新坂元駅周辺地区復興産業集積区域

イ アの復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- 432 一般乗用旅客自動車運送業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 622 銀行（中央銀行を除く）
- 63 協同組織金融業
- 67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
- 68 不動産取引業
- 7092 音楽・映像記録物賃貸業
- 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
- 741 獣医業
- 746 写真業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 79 その他の生活関連サービス業（795 火葬・墓地管理業、796 冠婚葬祭業を除く）
- 823 学習塾
- 824 教養・技能教授業
- 829 他に分類されない教育、学習支援業
- 83 医療業（診療所やクリニック等病床を有しないものに限る）

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

ウ 集積の形成及び活性化の効果

小売業・サービス業の集積により、防災集団移転先である新たな市街地において、復興拠点となる商業施設の充実及び地域生活に密着する店舗等の配置が図られ、コミュニティの核となるとともに、「まちのにぎわい創出」を通じ、定住人口の促進と持続的な雇用創出の効果が見込まれる。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

山元町域において津波浸水により直接の被害が生じた地域で別添 3 に図示する地域を雇用等被害地域として設定。雇用等被害地域を含む市町村は山元町。（雇用等被害地域根拠資料 別添 4-1、4-2 参照）

【設定の理由】

本町は東日本大震災による強烈な地震（震度 6 強）と津波により 633 人（関連死を含む）の人命を失った。浸水面積は 24 km²（町域の 37.2%）に及び浸水区域にかかる人口は 8,990 人（H23.2 月の 53.8%）に達した。

重要な交通インフラである J R 常磐線の移設・復旧とともに、新駅等を中心とした新市街地に被災者の移転集約を図る復興まちづくりを行っているが、震災以降の人口流出が止まらない状況にある。

そのため、地域生活に密着した小売業・サービス業を集積することにより、新たな市街地において定住人口の安定を図るとともに、新たな雇用の場を確保することが不可欠である。

③①アの復興産業集積区域のうち、その区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの

- ・新山下駅周辺地区復興産業集積区域
- ・新坂元駅周辺地区復興産業集積区域

④特別の措置

ア ①イの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく措置）

イ ①イの業種に対する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

⑤関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 津波復興拠点整備事業（実施主体：山元町）

新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区を、東日本大震災における津波により被災した地域の復興を先導する拠点として位置づけ、住宅（戸建住宅及び災害公営住宅）や公益施設（防災・交流拠点施設、購買施設等）等の機能を集約させるとともに、津波に対して安全な市街地を緊急に整備するものである。

イ 山元町防災集団移転促進事業（実施主体：山元町）

災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を目的とした事業であり、町が整備する住宅団地として、新山下駅周辺地区、宮城病院周辺地区、新坂元駅周辺地区の3地区を位置づけている。そのうち新駅を有する新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区において、復興産業集積区域を指定するものとしている。

ウ 山元町災害公営住宅整備事業（実施主体：山元町）

災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために提供する公営住宅整備事業であり、上記の3つの新市街地内での整備を位置付けている。

エ 被災企業再建支援補助（実施主体：経済産業省、宮城県）

被災企業に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助、商店復旧支援補助等の施設等復旧の経費の一部又は事業再開に要する経費の一部を補助する。

オ 被災中小企業制度融資（実施主体：宮城県、地方銀行等金融機関等）

被災中小企業が災害復旧等を行うに際して、必要となる資金の貸付を行う。

カ 被災中小企業利子補給（実施主体：宮城県、地方銀行等金融機関）

被災中小企業の災害復旧等を行うに際して、制度融資を利用した場合に、その利子補給を行う。

キ 商業の誘致・集積（実施主体：山元町）

コンパクトで質の高いまちづくりを目指す防災集団移転先となる新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区において、小売業・サービス業等新市街地を中心とする地域の生活を支える商業の集積を図る。これにより津波復興拠点の商業施設をはじめとする都市機能の充実及び地域生活に密着した各種店舗等の立地を促進し、コミュニティの核を形成するとともに「まちのにぎわい創出」を通じ、定住の促進と持続的な雇用を確保する。

① 地域商業の創造と再生

住民の生活利便性の向上に資するため、共同商業施設等を設け町内小規模小売店舗の集積を図る。また、震災復興に関連する国や県等の支援制度を活用して、防災集団移転先に生活に密着した各種事業所を立地させ、防災集団移転先の住民の暮らしに資する地域の商業機能を創造するとともに、地域商業を再生する。

② 中核小売店舗の誘致

コンパクトで質の高い新市街地の形成において快適で利便性の高いまちづくりを推進するため、地域の各種小売店舗の集積に加え地域の中核となる小売店舗を新山下駅及び新坂元駅周辺に誘致し、消費者の集客力を高め、地元商店街への波及効果を高める。

ク JR常磐線の移転復旧（実施主体：JR東日本）

駅舎の流出など、壊滅的な被害を受けたJR常磐線の移転復旧事業であり、平成29年春の運転再開を目指している。

ケ 新駅を中心とした交通インフラの整備（実施主体：山元町）

JR常磐線の復旧によりまちづくりの骨格となる新駅に、駅前広場及び駐車場等を整備し、仙台通勤圏としての利便性を強化する。また、周辺市街地から商業施設用地へのアクセス路にもなる幹線道路の整備を推進する。

コ 町民バスの運行（実施主体：山元町）

仮設住宅入居者等のニーズに合わせ、日常の足として運行する町民バスについて、居住地の復旧等に合わせた運行改善を図る。新駅、住宅地、医療機関、学校、商店等を中心とした循環ルートによる交通網の整備を行い、利便性の向上を図る。

6. 当該計画の実施が当該区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画によって、新市街地を拠点とする復興まちづくりを推進し、歩いて暮らせるまちづくりに寄与する小売業・サービス業を集積することにより、高齢化の進行する本町の定住を促進させるとともに、地域の雇用機会の創出が見込まれる。

7. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、計画内容に対する意見はなかった。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、計画内容に対する意見はなかった。(令和3年4月1日申請時)